

平成11年1月からゴミの

出し方が変わります！

区分	収集回数		主な種類
	平成11年3月まで	平成11年4月から	
燃えるごみ		週3回	生ごみ 紙くず 衣類・紙おむつ 木の枝（直径10cm以内、指定袋に入る大きさのもの） 皮革製品 ゴム製品 プラスチック製品等
燃えないごみ	ガラス・陶磁器類	月1回	ガラスびん 電球 蛍光灯 茶碗・皿等の陶磁器類
	鉄・缶類・その他	月2回 (同一収集日)	空缶 スプレー缶 小型ラジオ 電気毛布 乾電池 かさ アイロン ポット ライター なべ・やかん等
		月1回 ※乾電池・小型家電品等は平成11年4月1日から実施	※アルミ缶とスチール缶は混ぜてもいいですが、アルミ缶はできるだけ地域の集団回収に出しましょう。
資源ごみ	古紙類	月1回	新聞・雑誌 ダンボール 牛乳等の紙パック ※チラシは燃えるごみです。
	ペットボトル	月1回 白根市全域のみ	飲料用ペットボトル 酒類用ペットボトル しょうゆ用ペットボトル等 リサイクルできるペットボトルにはラベル部分やボトルの底にこのマークがついています
粗大ごみ		月1回	収集車が申し込みをされた家庭まで伺い収集する方法に変わります。 【申込戸別収集制】
			家具・寝具類 家庭電気製品 ガス石油器具 OA機器 趣味用品 その他

指定袋の種類	出し方
家庭用ごみ指定袋 (燃えるごみ用)	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみは水切りを十分にしてください。 ●紙おむつは中の汚物を取り除いてください。 <p>※生ごみは処理器により堆肥にする等できるだけ再利用してください。</p>
家庭用ごみ指定袋 (ガラス・陶磁器類用)	<ul style="list-style-type: none"> ●びんの中身を出して軽く洗浄してください。 ●びんはできるだけ割らないでください。 ●びんはふたを外してください。 <p>※ビールびん・一升びん等はできるだけ購入店などで引き取ってもらってください。</p>
家庭用ごみ指定袋 (鉄・缶類・その他用)	<ul style="list-style-type: none"> ●缶の中身を出して軽く洗浄してください。 ●スプレー缶は完全に使いきってから缶に穴を開けガスを抜いてください。 ●乾電池のみを分ける必要はありません。 <p>※ボタン型電池は購入店などで引き取ってもらってください。</p>
ごみ指定袋なし	<ul style="list-style-type: none"> ●ダンボールは解体し平らにしてください。 ●牛乳等の紙パックは洗浄して開いてください。
ごみ指定袋なし	<ul style="list-style-type: none"> ●キャップは外してください。 ●ボトルは洗浄してください。 ●ボトルはつぶしてください。

《収集日の主な変更点》

- 平成11年4月から「ガラス・陶磁器類」と「鉄・缶類・その他」の収集日が月2回（同一収集日）となります。
- 平成11年4月から乾電池・小型家電品等（指定袋に入る大きさのもの）の収集日が「粗大ごみ」から「鉄・缶類・その他」の収集日に変更されます。
- 「粗大ごみ」は平成11年4月から申込戸別収集制が実施されますが、平成11年3月までは従来どおりごみステーションに出してください。

私たちのまわりには、たくさんの中身があふれています。
それと同時に、毎日たくさんのゴミも発生し、処分されています。
白根衛生センター組合においても、ゴミの排出量は年々増え続け、深刻な状況を迎えていました。そこで処理施設や埋立地の延命化と限りある資源の有効利用・再利用を推進するために、ゴミの減量化を柱に新しいゴミの収集体制に変更することになりました。住民・事業者の皆様には大変な負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。